

いう。)を合わせて1選挙区(島部選挙区)として存置したことが公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第271条の規定に、②本件条例のうち各選挙区において選挙すべき議員の数を定める規定(以下「本件定数配分規定」という。)が公選法第15条第8項にそれぞれ違反するとともに、憲法第14条第1項、第15条第1項、同条第3項、第92条及び第93条の規定に違反することになり、選挙の規定に違反することから無効である。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受け、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

- 第1 本件異議の申出に至るまでの経緯
  - 1 令和3年6月25日、本件選挙告示
  - 2 同日、令和2年国勢調査の人口速報集計による令和2年10月1日現在の全国の人口並びに都道府県別及び市区町村別の人口について官報告示
  - 3 同年7月4日、本件選挙期日
  - 4 同月13日、申出人から本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受け受理した。

第2 申出人の主張、認定事実及び当委員会の判断

- 1 申出人の主張
  - (1) 島部選挙区を特例選挙区として存置することの違憲、違法性について  
公選法第271条の規定により、昭和41年1月1日当時において設けられていた選挙区については、当該区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、当該区域をもって1選挙区を設けることができる」とされている(以下、本条の規定によって存置が認められた選挙区を「特例選挙区」という。)

都道府県議会の議員の選挙区に関して公選法第15条第1項から第4項までが規定しているところからすると、同法第271条は、各選挙区の人口を議員1人当たりの人口で除して得た数値(以下「配当基数」という。)が0.5を著しく下回る場合には特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解されるから、このような場合には、特例選挙区の設置についての都道府県議会の判断は、合理的裁量の限界を超えているものと推定するのが相当である(最高裁判昭和63年(行ツ)第176号平成元年12月18日第一小法廷判決・民集43巻12号2139頁、最高裁判平成元年(行ツ)第15号同年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2297頁、最高裁判平成4年(行ツ)第172号同5年10月22日第二小法廷判決・民集47巻8号5147頁、最高裁判平成6年(行ツ)第125号同7年3月24日第二小法廷判決・裁判集民事174号877頁参照)。

令和2年10月1日現在の国勢調査速報値の結果によれば、本件選挙当時の島部選挙区における配当基数は0.221であり、配当基数が0.5を著しく下回っているといえ、人口較差が6.92倍(島部選挙区と中央区選挙区)にも及んでおり、特例選挙区の設置についての東京都議会の判断は、合理的限界を超えているものと推定する。

島しょ部は離島であり、東京都の他の地域と特性が異なる部分が存するとしても、国勢調査人口は2万4,475人で都民に占める人口の比率は0.17%に留まっていること、国政選挙においても衆議院議員小選挙区選挙においては島しょ部は東京第3区を品川区や大田区の一部として構成しており、他の区市町村との合区が相当困難とまではいえない事情があることを踏まえると、このまま島部選挙区を存置しておくことは社会通念上著しく不合理であるといわざるを得ない。

以上によれば、東京都議会が島部選挙区を特例選挙区として存置していたことは、同議会に与えられた裁量権の合理的な行使として認めることができな

ず、ひいては憲法第14条第1項、第15条第1項・第3項、第92条及び第93条に違反する。

(2) 本件定数配分規定の違憲、違法性について

ア 本件定数配分規定は、令和2年に改正され、練馬区選挙区を1増し、大田区選挙区を1減されたが、改正はこれに留まっておろ、なお、前回選挙に引き続き、人口比例配分に基づく定数配分(以下「人口比例定数」という。)に比して、新宿区、墨田区及び杉並区の各選挙区で人口比例定数より1人多く配分され、江東区、世田谷区及び江戸川区の各選挙区で1人少なく配分されることに関する公選法第15条第8項ただし書きにいう特別の事情があるとの合理的根拠はない。

イ また、本件選挙当時における投票価値の不平等は、特例選挙区を除いても2.54倍(千代田区選挙区と中央区選挙区)に及んでおり、東京都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているものといわざるを得ず、また、本件選挙当時において、公選法第15条第8項ただし書きにいう特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいへべきであるから、本件選挙の施行前に本件定数配分規定を改正しなかったことが東京都議会の合理的裁量の限界を超えらることを得ない。

したがって、本件選挙当時における本件定数配分規定は、公選法第15条第8項に違反していたといえる。

2 認定事実

- (1) 都議会は、平成13年7月3日、本件条例の定数を128から127(渋谷区選挙区の定数を3から2とする。)とする一部改正を行い、平成13年3月15日、定数を2増2減する内容の一部改正を行った。
- (2) 平成24年6月19日、都議会のあり方検討会は、都議会議員の定数は正を含めて、検討結果の第一次報告を行った。その概要は以下のとおりであった。

ア 総定数について

前回、定数を是正した平成13年から東京都全体で約110万人の人口増加があり、議員1人当たりの人口の全国平均を基に都議定数を試算すると281人となるが、現在の社会経済状況を踏まえて、現行の127人を維持すべきである。

イ 選挙区について

千代田区、島部の両区とも見直す状況には至っていないことから、引き続き特例選挙区として存置するべきである。

ウ 各選挙区の定数配分について

平成13年定数は正時との定数較差の最大値の比較では、1.97から1.92に改善され、2倍以内に収まっていることから、選挙区別定数配分については現行どおりとすべきである。

(3) 都議会は、平成28年6月15日、本件条例を一部改正し、定数が2増2減されたほか、それまで特例選挙区であった千代田区選挙区が要件を満たさなくなったことから、特例選挙区の対象から外された。

(4) 平成28年改正の本件条例に基づき、平成29年7月2日に執行された東京都議会議員選挙(以下「平成29年都議選」という。)時の概要は以下のとおりであった。

ア 特例選挙区である島部選挙区の配当基数は0.249である。

イ 条例定数が人口比例定数より上回る選挙区が4選挙区、下回る選挙区が4選挙区であり、2人以上の定数差がある選挙区はない。

ウ 議員1人当たりの人口の較差は、最少の千代田区選挙区58,406人に対して、最大の武蔵野市選挙区144,730人で2.48倍となる。

エ 人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は6通りある。

(5) 平成29年都議選における選挙の効力に関する訴訟において、最高裁判所は「本件選挙当時における投票価値の不平等は、東京都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に

合理性を有するものとは考えられない程度に達していたということではできず、また、平成28年本件条例改正の当時において、公選法第15条第8項ただし書きにいう特別の事情があるとの評価がそれ自体として合理性を欠いていたとも、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいえないから、本件選挙の施行前に本件条例の定数配分規定を改正しなかったことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものということはできない」として、平成29年都議選時の本件定数配分規定について適法と判断した（最高裁判所第三小法廷平成31年2月5日判決）。

(6) 都議会は、令和2年7月28日、本件条例について、平成27年国勢調査人口に基づき一部改正を行い、1増1減（大田区選挙区の定数を8から7とし、練馬区選挙区の定数を6から7とする。）とする選挙区間の定数配分が見直された。

(7) 本件選挙の基礎となる、平成27年実施の国勢調査の結果（確定値）に基づく都議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び較差は、別紙資料のとおりであり、本件選挙時の概算は以下のとおりである。

ア 特別選挙区である島部選挙区の配当基数は0.249である。

イ 条例定数が人口比例定数より上回る選挙区が3選挙区、下回る選挙区が3選挙区であり、2人以上の定数差がある選挙区はない。

ウ 議員1人当たりの人口の較差は、最少の千代田区選挙区58,406人に対して、最大の武蔵野市選挙区144,730人で2.48倍となる。

エ 人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は5通りある。

3 当委員会の判断

(1) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙において「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取柄りないし罰則規定違反の行為のときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

(2) 以上の観点から、申出人の主張する本件異議の申出について、選挙が無効とされる場合に該当するか否かを検討する。

ア 島部選挙区を特別選挙区として存置することの違憲、違法性について

① 公選法第271条は、「昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。」として、特別選挙区を置くことを認めている。

本条の立法趣旨は、「いわゆる高度経済成長下において社会の急激な工業化、産業化に伴い農村部から都市部への人口の急激な変動が現れ始めた状況に対応したものとみられるが、また、都道府県議会議員の選挙区制については、歴史的に形成され存在してきた地域的まとまりを尊重し、その意向を都道府県政に反映させる方が長期的展望に立った均衡のとれた行政施策を行うために必要であり、そのための地域代表を確保する必要がある」という趣旨を含むものと解される。」とされている(最高裁判所平成元年12月18日判決・民集43巻12号2139頁)。

これら公選法の趣旨は、近年の人口と行政需要との間に不整合が生じていることにも着目して、議員の定数配分を人口比例で機械的に行うのではなく、地域の特異性に応じた均衡ある地域代表を議会の裁量により確保することを認めるものである。

以上のことから、公選法の趣旨は、住民代表で構成される議会に地方自治の本旨に則って、地域の特異事情を考慮することを認め、機械的な人口比例原則の適用を緩和して地域間の均衡を図りつつ、執行機関の長と議決機関である議会が住民を直接代表する二元的代表制の原則に則った公正かつ効果的な代表の効果を発揮できるように、選挙制度を構成することを認めていくべきである。

特別選挙区の設置が適法であるかについては、客観的な基準が定められていないから、公選法第271条の規定の趣旨に照らして、都道府県の行政施策の遂行上地域代表を確保する必要性の有無・程度、隣接の市又は町村との合区の困難性の有無・程度等を総合判断して決することにならざるを得ないものである。

それには都道府県の実情を考慮し、都道府県全体の調和ある発展を図るなどの観点からする政策的判断を必要とすることが明らかであり、特別選挙区の設置を適法なものとして是認できるかは、都道府県議会の判断が裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるものである。

そして、都道府県議会の議員の選挙区に関して公選法第15条第1項ないし第4項の規定から、同法第271条は、配当基数が0.5を著しく下回る場合には、特別選挙区の設置を認めない趣旨であると解されるから、このような場合には、特別選挙区の設置についての都道府県議会の判断は、合理的裁量の限界を超えているものと推定するのが相当であるとされているところである(最高裁判昭和63年(行ツ)第176号平成元年12月18日第一小法廷判決・民集43巻12号2139頁、最高裁判平成元年(行ツ)第15号同年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2297頁、最高裁判平成4年(行ツ)第172号同5年10月22日第二小法廷判決・民集47巻8号5147頁、最高裁判平成6年(行ツ)第125号同7年3月24日第二小法廷判決・裁判集民事174号877頁参照)。

② これを本件についてみると、昭和44年法律第2号による改正により、都道府県の議会の議員の定数について定める当時の地方自治法第90条に2項の規定が新設されて都議会における定数の上限が引き上げられるとともに、当時の公選法第15条第7項ただし書きの規定が新設されたことなどに伴い、昭和44年条例第55号として本件条例が制定され、島部選挙区は、本件条例の制定当時から公選法第271条第2項(現第271条)に基づく特別選挙区として設けられ、以降、令和2年条例改正に至るまでのいずれの改正においても、特別選挙区として存置されている。

これは、昭和44年当時において、島部選挙区が、本土と離れた島部地域としてその自然環境や社会、経済の状況が都の他の地域と大きくことなり、特有の行政需要を有するといった地理的な特殊性等を考慮して特別選挙区として設けられたものであり、その地理的特殊性等は現在に至るまで継続しており、平成23年9月に都議会の改革に関する事項等を調査・検討するために設置された都議会のあり方検討会が平成24年6月に報告した第一次報告においても、島部選挙区を特別選挙区として存置することについては、見直す状況には至っていないと報告しているところである。

本件選挙時における島部選挙区の配当基数は0.249であり、公選法第

271条に規定する配当基数0.5とは相当の乖離があるが、以上のとおり、島部選挙区を特例選挙区として設けているのは、本土と離れた島部地域の実情を考慮し、島部の住民の意見を都政に反映させる必要性が高いためのものと認められる。よって、この都議会への判断は、都議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱しているとはいえず、その合理的な行使として是認されるべきものである。

なお、島部選挙区を特例選挙区としてしていることについては、これまでの都議会議員選挙に係る選挙訴訟においても、島しよ部は、離島として、その自然環境や社会、経済の状況が東京都他の地域と大きく異なり、特有の行政需要を有することから、東京都の行政施策の遂行上、島しよ部から選出される代表を確保する必要性が高いものと認められる一方、その地理的狀況から、他の市町村との区域との合区が、地続きの場合に比して相当に困難であることなどが考慮されてきたものということができ、島部選挙区の配当基数は小さいものの、島しよ部の地理的特殊性等に照らし、同選挙区を引き続き特例選挙区と存置することが許されない程度にまで至っているとはいえず、島部選挙区を特例選挙区として存置したことが社会通念上著しく不合理であることが明らかであると認めべき事情もうかがわれまいとし、適法と判断されているところである（最高裁判所第三小法廷平成31年2月5日判決）。

したがって、この点についての申出人の主張は理由がない。

③ なお、申出人は、本件選挙の基礎となる人口について、令和2年10月1日現在の国勢調査速報値（以下「令和2年国勢調査速報値」という。）の結果に基づき、本件異議の申出を主張する。

しかし、公選法施行令第144条により公選法及び同法施行令における「人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」とされている。前述したとおり、令和2年国勢調査速報値については、令和3年6月25日で官報告示されているところであり、同日は本件選挙告示でもある。よって、本件選挙の基礎と

なる人口については、令和2年国勢調査速報値によることはできず、平成27年実施の国勢調査の結果（確定値）によることとなる。

したがって、この点についても申出人の主張は理由がない。

イ 本件定数配分規定の違憲、違法性について

① 都道府県議会の議員の選挙に関し、都道府県の住民が、その選挙権の内容、投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは憲法の要求するところであると解すべきであり、公選法第15条第8項は、憲法の要請を受け、都道府県議会の議員の定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解される。

もつとも、都道府県議会の議員の定数、選挙区及び選挙区への定数配分に関する法の定めからすれば、同じ定数1を配分された選挙区の中で、配当基数が0.5をわずかに上回る選挙区と配当基数が1をかなり上回る選挙区とを比較した場合には、右選挙区間における議員1人に対する人口の較差が1対3を超える場合も生じ得る。

特例選挙区を含めて比較したときには、較差が更に大きくなることは避けられないところである。また、公選法第15条第8項ただし書は、特別の事情があるときは、各選挙区において選挙すべき議員の数を、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとしているところ、ただし書の規定を適用していかなる事情の存するときに修正を加えるか、また、どの程度の修正を加えるかについて客観的基準は置かれていない。

したがって、定数配分規定が公選法第15条第8項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。しかし、定数配分規定の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に較差が生じている場合において、その較差が都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有する

ものとは考えられない程度に達しており、これを正当化すべき特段の理由が示さないとき、あるいは、その較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書きにいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものというべきである（最高裁判平成26年（行ツ）第103号、同年（行ヒ）第108号同27年1月15日第一小法廷判決・裁判集民事249号1頁参照）。

② これを、本件選挙における議員定数配分についてみると、本件選挙当時において、条例定数と人口比例定数とが不一致の選挙区が6選挙区、特別選挙区を除いたその他の選挙区間における議員1人に対する人口の最大較差は千代田区選挙区の1対武蔵野市選挙区の2.48、いわゆる逆転現象が5通りであるが、条例定数と人口比例定数との不一致及び逆転現象のいずれもが、前回の平成29年都議選に比べて、減少していることが認められる（平成29年都議選時においては、条例定数と人口比例定数とが不一致の選挙区が8選挙区、逆転現象が6通り）。

平成29年都議選における定数配分規定については、平成31年2月5日の最高裁判所判決において、複数の選挙区の定数に人口比例定数との差異はみられるものの、特別選挙区以外の選挙区間の議員1人当たりの最大較差は1対2.48（千代田区選挙区と武蔵野市選挙区）であり、人口比例定数による選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差と差異がなく、いわゆる逆転現象も12通りから6通りに減少していることから、都議会の裁量権の合理的行使として適法と判断されているところである。

また、本件定数配分規定は、特別選挙区以外の選挙区間の議員1人当たりの最大較差は1対2.48（千代田区選挙区と武蔵野市選挙区）であり、人口比例定数による選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差と差異がない。さらに、平成29年都議選後、本件選挙を見据えた令和2年条例改正により逆転現象の改善が図られたものであることを考慮すると、都議会におい

て地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえないと認められ、都議会に与えられた裁量権の行使として許容できるといふべきである。

したがって、この点についての申出人の主張には理由がない。

③ なお、申出人は、本件定数配分規定の基礎となる人口について、令和2年国勢調査速報値の結果に基づき、本件異議の申出を主張する。

しかし、前述のとおり公選法及び同法施行令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口（公選法施行令第144条）とされるが、令和2年国勢調査速報値については、令和3年6月25日で官報告示されているところであり、同日が本件選挙告示でもあることから、本件定数配分規定の基礎となる人口については、令和2年国勢調査速報値によることはできず、平成27年実施の国勢調査の結果（確定値）によることとなる。

したがって、この点についても申出人の主張は理由がない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実が認められない。

よって、本件異議の申出については、本件選挙を無効とすべき理由もないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することとし、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和3年8月17日

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野 正明

(別紙) 資料

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(資料)

都議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び較差

(平成27年10月1日選挙区人口推定値)

選挙区	平成27年 国勢調査人口 (推定値)	配当基数 (127×A÷割り計人口)	比例割分に 基づく定数	衆議院 衆議院	比例割分に 基づく定数	議員1人当たりの人口	較差
(選挙区)	A	B	C	D	D-C	A÷D	対千代田区
総数	13,515,271	127	127	127	0	106,419	1.82
区	9,272,740	871	871	871	0	106,533	1.82
市	4,216,040	39	39	39	0	108,104	1.85
市	26,491	1	1	1	0	26,491	0.45
市	58,408	0.549	1	1	0	58,408	1.00
市	141,183	1.277	1	1	0	141,183	2.42
市	243,283	2.285	2	2	0	121,642	2.08
市	333,560	3.134	3	3	0	83,930	1.43
市	219,724	2.085	2	2	0	109,982	1.88
市	198,073	1.881	2	2	0	99,037	1.70
市	256,274	2.408	2	2	0	85,425	1.46
市	498,109	4.681	5	4	1	124,527	2.13
市	386,835	3.635	4	4	0	96,714	1.68
市	271,622	2.609	3	3	0	92,541	1.58
市	717,692	6.738	7	7	0	102,440	1.75
市	224,839	2.149	2	2	0	112,419	1.93
市	328,215	3.094	3	3	0	106,405	1.87
市	563,957	5.300	5	5	0	94,000	1.61
市	281,167	2.736	3	3	0	97,056	1.66
市	341,076	3.205	3	3	0	113,682	1.95
市	212,244	2.025	2	2	0	106,132	1.82
市	561,918	5.280	5	5	0	112,383	1.92
市	721,722	6.782	7	7	0	103,103	1.77
市	670,122	6.297	6	6	0	111,687	1.91
市	442,913	4.182	4	4	0	110,728	1.90
市	681,298	6.402	6	5	1	136,260	2.33
市	577,513	5.427	5	5	0	115,603	1.98
市	176,295	1.657	2	2	0	88,148	1.51
市	144,720	1.380	1	1	0	144,720	2.48
市	186,828	1.757	2	2	0	93,468	1.60
市	137,981	1.291	1	1	0	137,981	2.35
市	290,274	2.446	2	2	0	130,137	2.23
市	111,539	1.048	1	1	0	111,539	1.91
市	422,348	4.063	4	4	0	109,087	1.89
市	121,396	1.141	1	1	0	121,396	2.08
市	180,029	1.726	2	2	0	92,405	1.59
市	260,072	2.501	2	2	0	100,046	1.72
市	253,516	2.382	2	2	0	126,758	2.17
市	58,356	0.549	1	1	0	58,356	1.00
市	55,833	0.525	1	1	0	55,833	0.97
市	80,954	0.761	1	1	0	80,954	1.45
市	33,445	0.314	1	1	0	33,445	0.60
市	17,448	0.164	1	1	0	17,448	0.32
市	2,209	0.021	1	1	0	2,209	0.04
市	5,234	0.049	1	1	0	5,234	0.09
市	234,257	2.201	2	2	0	117,134	2.01
市	146,631	1.378	1	1	0	146,631	2.61
市	87,636	0.823	1	1	0	87,636	1.60
市	306,342	2.879	3	3	0	102,114	1.75
市	149,956	1.409	1	1	0	149,956	2.75
市	85,157	0.800	1	1	0	85,157	1.58
市	71,229	0.689	1	1	0	71,229	1.33
市	196,397	1.845	2	2	0	98,199	1.88
市	12,742	0.132	1	1	0	12,742	0.24
市	42,553	0.392	3	3	0	103,103	1.77
市	229,061	2.152	2	2	0	114,531	2.10
市	80,249	0.754	1	1	0	80,249	1.50
市	151,456	1.403	2	2	0	95,746	1.84
市	74,864	0.703	1	1	0	74,864	1.40
市	116,632	1.086	1	1	0	116,632	2.17
市	26,491	0.249	1	1	0	26,491	0.45
市	7,894	0.074	1	1	0	7,894	0.15
市	337	0.003	1	1	0	337	0.06
市	2,749	0.026	1	1	0	2,749	0.05
市	1,891	0.018	1	1	0	1,891	0.03
市	2,482	0.023	1	1	0	2,482	0.04
市	335	0.003	1	1	0	335	0.06
市	7,613	0.072	1	1	0	7,613	0.14
市	178	0.002	1	1	0	178	0.03
市	3,022	0.028	1	1	0	3,022	0.06

注) 1 特定地区及び選挙区は現行条例による。特別区の配当基数は公選法第206条第2項を適用している。  
2 較差(%)は全て四捨五入した。

●東京都選挙管理委員会告示第百六号

令和三年七月四日執行の東京都議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和三年八月二十五日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人 吳 明 昌

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和三年七月十九日に提起された、令和三年七月四日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下「本件各異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、併合して審査し、次のとおり決定する。

主 文

本件各異議の申出のうち、本件選挙の豊島区選挙区を除く選挙区における選挙の無効を求める部分及び島部選挙区選挙の当選を無効とすることを求める部分の異議の申出をいずれも却下し、その余の異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙は財産差別される非民主的な制度によるものであり、憲法違反であるから全部について選挙の無効を求める。また、島部選挙区選挙の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件各異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件選挙の投票率が低いこと。

本件選挙の投票率は42.39%であり、本件選挙の結果はおよそ東京都の選挙人の全体の民意を正確に反映したとはいえない。投票率が低かった原



<p>因として、新聞等の話題がコロナウイルスのことに限られたことや、本件選挙期間が10日間しかなかったこと、また、当委員会等による選挙人への投票を呼び掛ける一連の取組が投票した人以外には効果がなかったことなどが挙げられる。</p> <p>(2) 島部選挙区の違法性及び違憲性</p> <p>本件選挙の島部選挙区の議員定数はおよそ人口に比例したものとはいえない。島部選挙区は公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第15条第8項の規定に違反して定められた選挙区であるから、同選挙区の定めは無効である。また、島しよ部を他の地域に比べて著しく厚遇優遇しており、他の地域とその住民を差別していることから、憲法第14条に違反している。違法な選挙区の定めにより行われた本件選挙の島部選挙区の選挙は無効であり、同選挙区の結果を無効とし、当選者は無しとすべきである。</p> <p>(3) 選挙供託制度の違憲性</p> <p>公選法第92条が規定する供託制度は、財産差別により、立候補の自由を妨げているから、憲法に違反する。</p> <p>また、本条は、日本国民の「公務員の選定権」の侵害であり、憲法第15条に違反している。</p> <p>さらに、本条は、「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定する憲法第21条に違反している。</p> <p>以上より、本条は憲法第15条及び第21条違反であり、憲法第98条に「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあるから、本条は無効である。また、本件選挙は、無効な規定に基づいて行われた選挙であったから、本件選挙は憲法第98条の条規に基づき、全部無効である。</p>	<p>れを受理した。</p> <p>第2 申出人の主張及び当委員会の判断</p> <p>1 申出人の主張</p> <p>(1) 本件選挙の投票率が低く、選挙人全体の民意を正確に反映していない。当委員会が公表している本件選挙全体の投票率は42.39%であり、本件選挙の選挙結果はおよそ現在の東京都の選挙人全体の民意を反映したものとはいえない。投票率が低かった原因として考えられることは、新聞等の話題がコロナウイルスのことに限られたことや、本件選挙期間が10日間しかなかったこと、また、当委員会等による選挙人への投票を呼び掛ける一連の取組が投票した人以外には効果がなかったといえる。また、本来自由に議員を選べる選挙であれば投票されて議員として選ばれるべき者が、選挙供託制度などが称する財産を日本国民に差し出させる公選法の制度によって、国民や選挙が行われる地域の住民が、自由に選挙に出て議員になることができないようにしていることも、選挙への関心を奪う一因である。</p> <p>(2) 島部選挙区は違法、違憲である。</p> <p>本件選挙の島部選挙区では有権者数20,691人に対して議員定数1が与えられているが、本件選挙の他の選挙区の議員定数1人当たりに対する人口は、島部選挙区に比べて数倍以上多く、島部選挙区の議員定数はおよそ人口に比例したものとはいえない。そのため、島部選挙区は公選法第15条第8項の規定に違反している。また、島部選挙区が公選法第15条第8項の規定に違反している。また、島部選挙区が公選法第15条第8項に違反しない旨を主張する当委員会の関係者や、同条項に違反しない旨を判決した裁判官らは、島しよ部を他の地域に比べて著しく厚遇優遇しており、他の地域とその住民を差別していることから、憲法第14条に違反している。本件選挙の島部選挙区は違法であり、憲法違反であるから、同選挙区の選挙結果を無効とし、当選者を無しとすべきである。</p> <p>また、島部選挙区に議員定数1を与えても、メリットがない。他方、東京都議会議員の各選挙区の選挙人の一票の格差等の是正には、島部選挙区の議員定数を無くすべきである。</p> <p>(3) 選挙供託制度は違憲である。</p> <p>公選法第92条が、60万円を供託しなければ東京都議会議員選挙に立候補できないことを定め、国民に財産を差し出すことを強要、強制していることは、財産を差し出せない者が選挙に出られず、ひいては議員や長になれな</p>
<p>第1 本件各異議の申出に至るまでの経緯</p> <p>1 令和3年6月25日、本件選挙告示</p> <p>2 同年7月4日、本件選挙期日</p> <p>3 同月6日、当選人の告示</p> <p>4 同月19日、申出人から本件各異議の申出が提起され、当委員会はこ</p>	<p>決 定 の 理 由</p>

いよう財産で差別しており、立候補の自由を妨げているから、憲法に違反する。

また、本条は、本件選挙であれば60万円という財産を差し出さなければ、自分が都議会議員として選ばれることを阻害されるのであるから、日本国民の「公務員の選定権」を侵害しており、憲法第15条に違反している。

さらに、本条による財産差別によって選挙に出られないことは、選挙に出ることによって可能となる演説、公報等による自分自身の政治信条、政治理念、公約等、行いたい政策や自分に投票してほしい旨、あるいは他の議員希望者はよくないからその人には投票しないように選挙人に伝えることを妨げることになるため、本条は、「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定する憲法第21条に違反している。

以上より、本条は憲法第15条及び第21条違反であり、憲法第98条に「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあるから、本条は無効である。

また、本件選挙は、無効な規定に基づいて行われた選挙であったから、本件選挙は憲法第98条の条規に基づき、全部無効である。

2 当委員会の判断

(1) 公選法第202条第1項に定める地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出、並びに、公選法第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出ができる選挙人は、選挙区がある選挙においては、当該選挙区における選挙人に限られる。都道府県の議会の議員の選挙にあつては、異議の申出は、異議の申出をしようとする選挙人の属する選挙区の選挙に限られるものと解される。判例は「右規定がいわゆる選挙訴訟の制度を認めた所以は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」(最高裁判所昭和39年2月26日判決)としている。行政実例においても、選挙人の属する選挙区の選挙に限り異議の申出をすることができるものと解している(昭和28年4月4日行政実例)(黒瀬敏文・笠置隆範編著(2021)『逐条解説公職選挙法(下)』ぎょうせい1714頁)。

当委員会の調査の結果、申出人は、本件選挙の当時において、東京都豊島区の選挙人名簿に登録された選挙人であったと認められる。また、申出人は本件選挙に係る公職の候補者ではなかった。

したがって、本件選挙において、申出人が所属する豊島区選挙区以外の選挙区では、申出人は公選法第202条第1項及び同法第206条第1項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないから、本件各異議の申出のうち、本件選挙における豊島区選挙区以外の選挙区における選挙の効力に関する異議の申出及び島部選挙区における当選の効力を求める異議の申出は、いずれも不適法であることが明らかである。

(2) 当委員会は、本件各異議の申出のうち、豊島区選挙区における選挙の効力に関する異議の申出について、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は、以下のとおりである。

ア 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙において「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手続に関する規定違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なつた結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29

年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。  
 イ 以上の観点から、申出人の主張する本件各異議の申出について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(ア) 申出人は、本件選挙の投票率が42.39%と低いためおよそ現在の東京都の選挙人の全体の民意を正確に反映したものとはいえず、その原因の1つとして、当委員会等が行った選挙啓発活動の効果を疑問視している。

この点、公選法第6条第1項は、「総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない」と規定する。同条は、公職選挙法に関する概括的な総則的規定の1つで、各種の選挙管理委員会に対し、選挙に関し特に必要と認める事項を平常時においても一般選挙人に周知せしめること、および棄権防止につき適切な措置を講ずべきことを訓示したもので、いわゆる効力規定ではなく、その内容もすこぶる抽象的であるけれども、選挙管理委員会が、この規定の趣旨に著しく違反して、これがため選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるならば、同法第205条により、その選挙の全部または一部の無効をきたす（東京高等裁判所判決昭和28年6月1日、福岡高等裁判所判決昭和35年7月26日同旨）とされている。

しかし、申出人は本件選挙の投票率が単に42.39%であり、本件選挙の選挙人のおよそ2人に1人が投票に行かなかった選挙であるから、本件選挙の結果が選挙人全体の民意を正確に反映したものとはいえないと主張するのみで、当委員会等が公選法第6条第1項の趣旨に著しく違反した事実を具体的に特定するものでもなく、また、客観的で具体的な証拠による立証もなされていない。

また、申出人は低投票率の原因として、本件選挙に関する新聞等の報道が少なかったことや、選挙運動期間が短いことについても主張している。

しかし、新聞等で報道される内容をいかなるものにするかについては、新聞社等の報道機関が憲法上保障された報道の自由の範囲内で、各報

道機関の責任において行われるものであり、当委員会が本件選挙の管理執行の手續として関与するものではないことは明白である。また、本件選挙の選挙運動期間は9日間であるが、これは公選法第34条第6項第3号及び同法第129条の規定に基づくものであり、この点について当委員会が行った手續には何らの違法性がない。

よって、これらの点についての申出人の主張には理由がない。  
 なお、申出人は、供託制度の存在についても投票率が低くなる理由の1つとして挙げているが、この点については後述する。

(イ) また、申出人は選挙供託制度の違憲性を主張する。

この点、選挙管理委員会をはじめとする選挙管理機関は、公選法に基づいて選挙を管理執行する義務を負うのであり、選挙長が公選法第86条の4第4項の規定に従って同法第92条による供託をしたことを証明する書面が添付された立候補届出を受理することは、何ら選挙の規定に違反していない。

また、申出人は、供託制度が立候補の自由や候補者になつてから行える演説等の選挙運動を妨げることも主張する。この点、立候補の自由は、自由で公正な選挙を維持する上で重要であるが、選挙制度の仕組みを決定する絶対的基準とはいえず、国会が具体的に定めたところがあるがその裁量権の限界を超えないかぎり、一定の限度で制約を受けるとしても、やむを得ないとされているところである。

これは、立候補の自由に制約がないとすれば、売名目的、選挙妨害目的など不当な目的を持ち真に当選する意思のない者の立候補による候補者の濫立の事態も容易に予想され、自由で公正な選挙の実現の支障となり、供託制度を設けて、選挙の結果極めて少数の得票にとどまった候補者については供託物の返還をしないと定めることも、立候補について慎重な判断を促し、候補者の濫立による選挙への支障を避けるための制度として、合理性を認めることができ、国会に認められた裁量権を超えるものでなく、供託制度を定めた公選法第92条が憲法第44条、第14条第1項、第15条第1項、第4項に違反しないというべきだからである（同旨・最高裁判所大法廷平成11年11月10日判決）。

したがって、供託制度は国会の合理的裁量の範囲内で設けられたものであり、この点について公選法第92条が憲法第15条及び第21

条に違反する等の申出人の主張は、申出人独自の見解というべきであ  
って採用することはできない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙の豊島区選挙区を除く選挙区における選挙の無効  
を求める異議の申出及び島部選挙区選挙の当選の無効を求める異議の申出  
については、申出人に異議の申出をする資格がなくされた不合法なもので  
ある。また、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、そ  
の規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当す  
る事実は認められない。

よって、本件各異議の申出については、公選法第216条第1項において  
準用する行政不服審査法第45条第1項及び2項の規定により、豊島区選挙  
区を除く選挙区における選挙の無効を求める異議の申出及び島部選挙区選  
挙の当選の無効を求める異議の申出については、不適法として却下し、その  
余の異議の申出については、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり  
決定する。

令和3年8月17日

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野 正明

公選法第203条又は同法第207条の規定により、この決定に不服があると  
きは、当委員会を被告として、異議申出人はこの決定書の交付を受けた日から  
30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条  
の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起すること  
ができる。

●東京都選挙管理委員会告示第百七号

令和三年七月四日執行の東京都議会議員選挙における当  
選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定し  
たので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十  
五条の規定により告示する。

令和三年八月二十五日

東京都選挙管理委員会

3 選 選 第 2 6 2 号

決 定 書

異議申出人 大海 篤子

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和3年7月20日に提起された、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の世田谷区における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨  
申出人が、次の異議の申出の理由により、本件選挙の当選人である土屋みわ氏（以下「土屋氏」という。）の当選の効力決定を無効とすることを求める。

2 異議の申出の理由  
本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

土屋氏が本件選挙の告示前に配布した広報紙（「都議会議員選挙に世田谷区で土屋みわさんの公認決定」と書かれている事前の選挙ピラ。自由民主党本部、2021年5月31日発行）や本人が発行したピラには、経歴として

ニューヨーク大学経営大学院修了と記載されている。しかし、土屋氏の選挙公報にはその旨の記載はなく、令和3年3月22日時点の土屋氏のホームページにはその旨の記載があったが、同年7月時点では当該記載が削除されている。よって、土屋氏には経歴詐称が疑われる（公職選挙法第235条）。1人の区民として、このような疑いを持たれる人が都議会議員として活動していくのにふさわしくないと考える。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第 1 本件異議の申出に至るまでの経緯

- 1 令和3年6月25日、本件選挙告示
- 2 同年7月4日、本件選挙期日  
同日、選挙会（世田谷区）が開催され、土屋氏の当選が決定される。
- 3 同月6日、当選人の告示
- 4 同月20日、申出人から本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受理した。

第 2 申出人の主張及び当委員会の判断

1 申出人の主張

土屋氏が本件選挙の告示前に配布した自由民主党本部発行の広報紙や本人が発行したピラには、経歴としてニューヨーク大学経営大学院修了と記載されている。しかし、土屋氏の選挙公報にはその旨の記載はない。また、土屋氏のホームページも同様に、本件選挙の告示前にはその旨の記載があったが、令和3年7月時点では当該記載が削除されている。よって、土屋氏には経歴詐称が疑われることから、1人の区民として、このような疑いを持たれる人が都議会議員として活動していくのにふさわしくないと考え、土屋氏の当選の効力決定を無効とすることを求める。

2 当委員会の判断

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第206条第1項の定める当選の効力に関する異議の申出の理由となる当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、「当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること」(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決等)とされている。

また、当選人が学歴・経歴詐称等公選法の罰則に掲げる行為をした場合と当選無効訴訟の提起については、罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公選法第251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実には右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とあり、これは当選の無効を求める異議の申出の審理においても援用できる。

(2) 以上の観点から、申出人が主張する本件異議の申出について、土屋氏の当選が無効とされる場合に該当するか否か検討する。

ア 本件選挙に関する申出人の主張は、土屋氏に経歴詐称の疑義があり、土屋氏が都議会議員として活動していくのにふさわしくない人物であることを理由として当選の無効を訴えているものと解される。

この点、前記の裁判例等からも、異議の申出の理由となる当選無効原因には当選人の決定に違法の事由があることが必要となるが、土屋氏の当選を決定した選挙会については、公選法に基づき予め告示されたものであり、同法が要求する資格を有した選挙立会人8名による立会いの下、適法な手続により開催されたこと及び各候補者の有効得票数の計算に誤りがなかったことが、当該選挙会において作成された選挙録から明確に認定できるところである。

また、本件選挙の世田谷区選挙区の選挙長(世田谷区選挙管理委員会委員長)が立候補届出を受理した土屋氏を含むすべての候補者について被選挙権の有無及び他の選挙における立候補の有無に関する調査を行ったが、すべての当選人について被選挙権を有していない事実及び他の選挙における立候補の事実が確認されず、その旨が選挙会において報告された上で当選人が決定されていると認定でき、当選人となり得る資格の認定につき違法な点は認められない。

また、当選人の決定に違法の事由があるという点について、申出人からは客観的で具体的な指摘がなされておらず、したがって、土屋氏の当選を無効とすべきとする申出人の主張には理由がない。

イ 申出人は、土屋氏の選挙公報やホームページ中に記載された経歴に、本件選挙告示前に土屋氏が公表していた「ニューヨーク大学経営大学院修士」との記載がないため経歴詐称の疑いがあり、公選法第235条違反である旨を主張しているが、前記の裁判例(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)で判示されているように、申出人が主張するような事実は当選無効訴訟の対象とはなり得ず、当委員会の審理権限の対象外といわざるを得ない。

3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、当選人の決定に違法の事由があるとは認められない。

よって、本件選挙における当選の効力に関する本件異議の申出は、本件選挙における当選を無効とする事由は認められないから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和3年8月17日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明

公選法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

## 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

東久留米市柳窪二丁目七十六番  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 千葉雄二郎

小平市鈴木町二丁目六百二十番二十一  
小金井市東町四丁目四十二番一〇六号  
株式会社コスモズ  
代表取締役 佐野 浩

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)  
郵便番号  
163-8001  
定 価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
九〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号  
113-0001

